

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正 2022 年 10 月 28 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準第 27 号 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</p> <p style="text-align: right;">2017 年（平成 29 年） 3 月 16 日 改正 2022 年 10 月 28 日 <u>最終改正 2025 年 3 月 11 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 27 号 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</p> <p style="text-align: right;">2017 年（平成 29 年） 3 月 16 日 <u>最終改正 2022 年 10 月 28 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、主として法人税、地方法人税、住民税、<u>事業税及び特別法人事業税</u>（以下「法人税、住民税及び事業税等」という。）に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。</p>	<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、主として法人税、地方法人税、住民税<u>及び事業税</u>（以下「法人税、住民税及び事業税等」という。）に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。</p>
<p>会計基準</p> <p>用語の定義</p> <p>4. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>会計基準</p> <p>用語の定義</p> <p>4. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 「事業税」とは、地方税法の規定に基づく税金であり、法人の行う事業に対して都道府県が課すものをいう。事業税には、付加価値額によって課すもの（以下「<u>事業税（付加価値割）</u>」という。）、資本金等の額によって課すもの（以下「<u>事業税（資本割）</u>」という。）、所得によって課すもの（以下「<u>事業税（所得割）</u>」という。）がある。</p> <p>(4-2) 「<u>特別法人事業税</u>」とは、「<u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律</u>」（平成31年法律第4号）（以下「<u>特別法人事業税等法</u>」という。）の規定に基づく税金をいう。特別法人事業税には、<u>基準法人所得割額</u>（地方税法の規定により計算した<u>所得割額</u>（税率については地方税法に規定する標準税率による。））によって課すもの（以下「<u>特別法人事業税（基準法人所得割）</u>」という。）がある。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>(4) 「事業税」とは、地方税法の規定に基づく税金であり、法人の行う事業に対して都道府県が課すものをいう。事業税には、付加価値額によって課すもの（以下「付加価値割」という。）、資本金等の額によって課すもの（以下「資本割」という。）、所得によって課すもの（以下「所得割」という。）がある。</p> <p>(新 設)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>
<p>会計処理</p> <p>当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p> <p>5. 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等^(注)については、次を除き、法令に従い算定した額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。）を損益に計上する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(注) 「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方法人税、住民税、<u>事業税（所得割）</u>及び<u>特別法人事業税（基</u></p>	<p>会計処理</p> <p>当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p> <p>5. 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等^(注)については、次を除き、法令に従い算定した額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。）を損益に計上する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(注) 「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、所得に対する法人税、地方法人税、住民税及び<u>事業税（所得割）</u>のほかに、住民税</p>

改正後	改正前
<p><u>準法人所得割</u> のほかに、住民税（均等割）、<u>事業税（付加価値割）</u> 及び <u>事業税（資本割）</u> を含むものとする。</p>	<p>（均等割） 及び <u>事業税（付加価値割及び資本割）</u> を含むものとする。</p>
<p>開示 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p> <p>9. 第5項、第5-3項及び第5-5項に基づき損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、<u>事業税（所得割）</u> 及び <u>特別法人事業税（基準法人所得割）</u> は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「<u>法人税、住民税及び事業税</u>」等の適切な科目をもって表示する。</p>	<p>開示 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p> <p>9. 第5項、第5-3項及び第5-5項に基づき損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び <u>事業税（所得割）</u> は、損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、法人税、住民税及び <u>事業税</u> などその内容を示す科目をもって表示する。</p>
<p>10. <u>事業税（付加価値割）</u> 及び <u>事業税（資本割）</u> は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。</p>	<p>10. <u>事業税（付加価値割及び資本割）</u> は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。</p>
<p>受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税</p> <p>13. 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の営業外費用として表示する。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合、「<u>法人税、住民税及び事業税</u>」等の適切な科目（第9項参照）に含めて表示することができる。</p>	<p>受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税</p> <p>13. 受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の営業外費用として表示する。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合、法人税、<u>地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u> に含めて表示することができる（第9項参照）。</p>
<p>外国法人税</p> <p>14. 外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、その内容に応じて適切な科目に表示する。なお、外国子会社（法人税法第23条の2）からの受取配当金等に課される外国源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税</p>	<p>外国法人税</p> <p>14. 外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、その内容に応じて適切な科目に表示する。なお、外国子会社（法人税法第23条の2）からの受取配当金等に課される外国源泉所得税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税</p>

改正後	改正前
<p>額は、「<u>法人税、住民税及び事業税</u>」等の適切な科目（第9項参照）に含めて表示する。</p>	<p>額は、法人税、<u>地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>に含めて表示する（第9項参照）。</p>
<p>更正等による追徴及び還付</p> <p>15. 第6項から第8項に基づき損益に計上する法人税、地方法人税、住民税、<u>事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u>の更正等による追徴税額及び還付税額は、「<u>法人税、住民税及び事業税</u>」等の適切な科目（第9項参照）の次に、その内容を示す科目をもって表示する。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合、「<u>法人税、住民税及び事業税</u>」等の適切な科目（第9項参照）に含めて表示することができる。</p>	<p>更正等による追徴及び還付</p> <p>15. 第6項から第8項に基づき損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額は、法人税、<u>地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>を表示した科目（第9項参照）の次に、その内容を示す科目をもって表示する。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合、法人税、<u>地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>に含めて表示することができる（第9項参照）。</p>
<p>16. <u>事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）</u>の更正等による追徴税額及び還付税額は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる（第10項参照）。</p>	<p>16. <u>事業税（付加価値割及び資本割）</u>の更正等による追徴税額及び還付税額は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる（第10項参照）。</p>
<p>適用時期等</p> <p>20-4. <u>2025年に改正した本会計基準（以下「2025年改正会計基準」という。）は、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p> <p><u>ただし、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。この場合、2025年改正会計基準と同時に改正された企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「2025年改正税効果適用指針」という。）について</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>も同時に適用する必要がある。ここで、早期適用を行う場合であっても、当該連結会計年度及び事業年度の中間連結財務諸表及び中間個別財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表については、2025年改正会計基準を適用しない。</p>	
<p>20-5. 2025年改正会計基準の適用初年度において、2025年改正会計基準を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。</p> <p>ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる。この場合、2025年改正税効果適用指針第65-5項ただし書きについても適用する必要がある。</p>	(新 設)
<p>20-6. 2025年改正会計基準の適用初年度において、過年度に課税された特別法人事業税（基準法人所得割）に関する表示方法について、2025年改正会計基準を適用することによりこれまでの表示方法と異なることとなる場合、企業会計基準第24号第14項の定めにかかわらず、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる。</p>	(新 設)
<p>議 決 23-3. 2025年改正会計基準は、第542回企業会計基準委員会に出席し</p>	<p>議 決 (新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>た委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は以下のとおりである。</u></p> <p><u>川 西 安 喜 (委員長)</u></p> <p><u>紙 谷 孝 雄 (副委員長)</u></p> <p><u>中 條 恵 美</u></p> <p><u>山 口 奈 美</u></p> <p><u>穴 田 祐 史</u></p> <p><u>岡 橋 準</u></p> <p><u>熊 谷 五 郎</u></p> <p><u>小 出 篤</u></p> <p><u>佐 藤 要 造</u></p> <p><u>鈴 木 一 水</u></p> <p><u>丹 昌 敏</u></p> <p><u>松 下 晃 平</u></p> <p><u>吉 岡 亨</u></p>	
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>2017 年会計基準</p> <p>24. (略)</p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>(第 24 項の上に見出しを新設)</p> <p>24. (略)</p>
<p>2022 年改正会計基準</p> <p>25-2. (略)</p>	<p>(第 25-2 項の上に見出しを新設)</p> <p>25-2. (略)</p>
<p>2025 年改正会計基準</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>25-3. <u>2025年改正会計基準は、2024年年次改善プロジェクトにおいて、特別法人事業税の取扱いの明確化を図ったものである。特別法人事業税は、2019年3月27日に成立した特別法人事業税等法において国税として創設され、2019年10月1日以後に開始する事業年度から課せられている。</u></p>	
<p>25-4. <u>本会計基準は、具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより特定して会計処理及び開示について定めているが（第1項及び第4項参照）、2025年改正前の本会計基準においては、特別法人事業税の取扱いについて個別の定めが設けられていなかった。</u></p>	(新 設)
<p>25-5. <u>この点、当委員会が2023年11月17日に公表した実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」に寄せられたコメントにおいて、特別法人事業税の取扱いを明記するとともに2025年改正前の本会計基準についても変更を行う必要があるとの意見があった。このため、当委員会は、特別法人事業税の取扱いについて審議を行い、2024年11月に公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正(案)」(以下「2024年公開草案」という。)を公表して広く意見を求めた。2025年改正会計基準は、2024年公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、2024年公開草案の内容を一部修正した上で公表するに至ったものである。</u></p>	(新 設)
<p>会計処理 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p>	<p>会計処理 当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等</p>

改正後	改正前
<u>(2017 年会計基準)</u> 29. (略)	(第 29 項の上に見出しを新設) 29. (略)
<u>(2022 年改正会計基準)</u> 29-2. (略)	(第 29-2 項の上に見出しを新設) 29-2. (略)
<u>重要性が乏しい場合の取扱い</u> 29-5. (略)	<u>(重要性が乏しい場合の取扱い)</u> 29-5. (略)
<u>複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い</u> 29-6. (略)	<u>(複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い)</u> 29-6. (略)
<u>株主資本又はその他の包括利益に計上する金額の算定に関する取扱い</u> 29-8. (略)	<u>(株主資本又はその他の包括利益に計上する金額の算定に関する取扱い)</u> 29-8. (略)
<u>その他の包括利益の組替調整（リサイクリング）に関する取扱い</u> 29-9. (略)	<u>(その他の包括利益の組替調整（リサイクリング）に関する取扱い)</u> 29-9. (略)
<u>(2025 年改正会計基準)</u> 29-11. 特別法人事業税（基準法人所得割）は、事業税のうち所得割額を標準税率によって計算した金額に対して課すこととされているため、所得に対して課される税金である点では事業税（所得割）と共通の性質を有していると考えられる。このような特別法人事業税（基準法人所得割）の性質を考慮すると、特別法人事業税（基準法人所得割）は、事業税（所得割）と同様の取扱いを行うこととなると考えられる。	(新 設)
29-12. 前項の取扱いを明確化するため、特別法人事業税の定義を追加	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>し（第4項(4-2)参照）、事業税（所得割）に適用される本会計基準における会計処理に関する定めが特別法人事業税（基準法人所得割）に適用されることを明確化するための変更を行うこととした（第1項及び第5項参照）。</u></p>	
<p>開示 2017年会計基準 36. (略)</p>	<p>開示 (第36項の上に見出しを新設) 36. (略)</p>
<p><u>（当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等）</u> 37. (略)</p>	<p>当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等 37. (略)</p>
<p><u>（受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税）</u> 38. 監査保証実務指針第63号では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税について、「受取利子・配当等に課される源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額は、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理する。」と記載されていた。この記載について、税額控除の適用を受ける場合、第5項に定めた当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等の額に含まれ、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示することが明らかであるため、本会計基準では踏襲していない。</p>	<p>受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税 38. 監査保証実務指針第63号では、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税について、「受取利子・配当等に課される源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額は、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理する。」と記載されていた。この記載について、税額控除の適用を受ける場合、第5項に定めた当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等の額に含まれ、法人税、<u>地方法人税</u>、住民税及び事業税<u>（所得割）</u>に含めて表示することが明らかであるため、本会計基準では踏襲していない。</p>
<p><u>（外国法人税）</u> 39. (略)</p>	<p>外国法人税 39. (略)</p>
<p>2025年改正会計基準 40-2. 2025年改正会計基準において特別法人事業税の取扱いを明確</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>化するにあたり、本会計基準における開示に関する定めについては、事業税（所得割）に適用される本会計基準における開示に関する定めが特別法人事業税（基準法人所得割）に適用されることを明確化するための変更を行うこととした（第9項及び第15項参照）。</p>	
<p>40-3. 前項と併せて、2025年改正前の本会計基準第9項における「法人税、住民税及び事業税などその内容を示す科目をもって表示する」とする記載における「法人税、住民税及び事業税」が表示科目の例を示していることがより明確となるように表現の変更を行うこととした（第9項、第13項、第14項及び第15項参照）。</p>	(新 設)
<p>適用時期等</p> <p>44. 2025年改正会計基準は、特別法人事業税の取扱いの明確化を図ったものであり、影響を受ける企業数は限定的と考えられることから、一定の周知期間又は準備期間を確保する必要性は高くないと考えられる。このため、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（本会計基準第20-4項参照）。</p> <p>また、早期適用への一定のニーズがあると想定されることから、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からの早期適用を認めることとした。この場合、2025年の本会計基準の改正に伴う税効果適用指針の改正も特別法人事業税の取扱いの明確化を図るものであるため、2025年改正税効果適用指針についても同時に適用することとした（本会計基準第20-4項ただし書き参照）。</p>	<p>適用時期等</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>45. <u>2025 年改正会計基準を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合であって、2025 年改正会計基準が定める新たな会計方針の遡及適用を求めたとき、過年度に株主資本及びその他の包括利益（又は評価・換算差額等）に計上された法人税、住民税及び事業税等の金額を変更後の法定実効税率を用いて再計算するための一定の負荷が生じる可能性があると考えられる。この点、当該法人税、住民税及び事業税等の金額に重要性がある企業の数に限定的と考えられることを考慮し、経過的な取扱いとして、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができることとした。この場合、2025 年の税効果適用指針の改正は、2025 年の本会計基準の改正に伴うものであるため、2025 年改正税効果適用指針第 65-5 項ただし書きについて併せて適用することとした(本会計基準第 20-5 項ただし書き参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>46. <u>また、2025 年改正会計基準の適用により、過年度に課税された特別法人事業税に関する表示科目を変更する影響を受ける企業の数に限定的と考えられることを考慮し、経過的な取扱いとして、適用初年度より新たな表示方法を適用することができることとした(第 20-6 項参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2025 年改正会計基準の公表による他の会計基</p>	

改正後	改正前
<p><u>準等についての修正</u></p> <p><u>2025年改正会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</u></p> <p><u>(1) 実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」</u></p> <p>① 第9項</p> <p>連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、<u>「法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す」等の適切な科目（法人税等会計基準第2項なお書き及び第9項）<u>をもって</u></u>に表示する。</p> <p>② 第11項</p> <p>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、<u>「法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した」等の適切な科目（<u>法人税等会計基準第9項</u>）の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、<u>「法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）」等の適切な科目（<u>法人税等会計基準第9項</u>）に含めて表示し当該金額を注記する。</u></u></p> <p>③ 第12項</p> <p>個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の金額の重要性が乏しい場合、前項の定めにかか</p>	<p>（新設（左記の修正部分の下線は省略））</p>

改正後	改正前
<p>ならず、「<u>法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>」等の適切な科目（<u>法人税等会計基準第9項</u>）に含めて表示することができる。この場合は当該金額の注記を要しない。</p> <p>④ BC19 項</p> <p>連結財務諸表における税金等調整前当期純利益とグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等との対応を図るためには、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「<u>法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す</u>」等の適切な科目（<u>法人税等会計基準第2項なお書き及び第9項</u>）をもって表示することが考えられる（<u>本実務対応報告第9項</u>参照）。</p> <p>⑤ BC21 項</p> <p>連結財務諸表においても区分表示又は注記を求めるかどうかの検討を行い、公開草案においては、修正 IAS 第 12 号では、第 2 の柱の法人所得税の大きさを企業全体の税金費用との比較で財務諸表利用者が理解するのに役立つとしているものの、連結財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、グループの利益（所得）に対する課税額という点では、他の法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）と同様であるため、「<u>法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す</u>」等の適切な科目（<u>法人税等会計基準第2項なお書き及び第9項</u>）に表示し、区分表示又は注記を求めないことを提案した。</p>	

改正後	改正前
<p>⑥ BC25 項 (前 略)</p> <p>ここで、課税の源泉となる各子会社等の個別計算所得等の金額は、親会社等の個別財務諸表上、法人税等会計基準第 4 項(7)において定義する所得には含まれないことから、親会社等の所得に対して計上される法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)とは区分することが適切であると考えられる。このため、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、重要性が乏しい場合を除き、<u>「法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)を表示した」等の適切な科目(法人税等会計基準第 9 項)の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、「法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)」等の適切な科目(法人税等会計基準第 9 項)に含めて表示し当該金額を注記することとした</u>(本実務対応報告第 11 項及び第 12 項参照)。</p>	

以 上